

外国人職員の任用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、日本国籍を有しない者である職員（以下「外国人職員」という。）の採用、昇任、降任および転任（以下「任用」と総称する。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象となる職員)

第2条 この要綱の規定は、競争試験または選考により事務吏員または技術吏員に採用される外国人職員に適用するものとする。

(採用)

第3条 外国人職員の採用については、任命権者は、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1に掲げる在留資格のうち医療、技術、人文知識・国際業務または技能の在留資格を有する者、同法別表第2に掲げる在留資格を有する者および日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に規定する特別永住者のうちから行うものとする。

(任用の基準)

第4条 外国人職員については、公権力の行使に該当する職務を所管する課、係等への配属および公の意思の形成に参画する職への任用は、行わないものとする。

2 公権力の行使に該当する職務を所管する課、係等は、別表のとおりとする。

3 公の意思の形成に参画する職は、課長以上の職で函館市事務専決および代決規程（平成5年函館市訓令第2号）第4条または第5条の規定により専決権を有するものとする。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、外国人職員の任用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成10年6月11日から施行する。

別表（第4条関係）

部　　局	課　　，　　係　　等
財　務　部	管理課諸税係　市民税課　資産税課　納稅課
市　民　部	国民健康保険課賦課係　国民健康保険課収納係
福　祉　部	中福) 保護第1課(管理係を除く。)　保護第2課 湯川福祉課(福祉係を除く。)　亀福) 福祉課(福祉係および高齢者相談窓口を除く。)
環　境　部	公害対策課　清掃業務課
保　健　所	管理課医務薬事係　衛生課　保健予防課感染症対策係 食肉検査所
商工観光部	計量検査所
農林水産部	中央卸売市場業務課業務係　水産物地方卸売市場
土　木　部	用地課　道路河川課街路係　維持課　緑化推進課
都市建設部	都市計画課　都市開発課　区画整理課　建築指導課
港　湾　部	管理課管理係　管理課ふ頭管理事務所係　施設課用地担当
函館駅周辺整備事務局	事業課
水道局　下水道部	計画管理課(計画係を除く。)　終末処理場水質管理係